

会 議 録

会議の名称	令和3年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第1回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催方法	書面審議及び書面による仮承認・意見等表明による
審議期間	令和3年5月18日から令和3年5月20日
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	
傍聴不可等の理由等	書面審議による開催のため傍聴が現実的でないため
会議次第	1 書面審議資料の郵送 2 書面審議案件の仮承認の同意、意見等の返送 3 書面審議結果の集計、意見等への回答 4 書面審議結果の通知
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	会議結果、発言内容等は、書面審議の内容をまとめたもの

令和3年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会書面審議内容

1 開催方法 書面審議及び書面による仮承認・意見等表明による

2 審議期間 令和3年5月18日から令和3年5月20日

3 審議案件

(1) 書面審議に係る個人情報保有等届け出状況及び諮問案件

実施機関	届出を受けた件数			
	開始	廃止	変更	届出を受けた年月日
市長	10	0	2	令和3年3月25日～令和3年5月6日
計	10	0	2	
添付資料	届出書の写し			
諮問第1号	安全・安全メール配信システム業務委託について			
諮問第2号	消防車両のドライブレコーダーに記録された運行記録の本人以外収集について			
諮問第3号	地域振興券封入封緘等委託について			
諮問第4号	課所有庁用車のドライブレコーダーに記録された運行記録の本人以外収集について			
諮問第5号	認知症検診事業及び認知症検診封入・封緘の委託について			
諮問第6号	敬老会等委託（敬老会代替事業：敬老を兼ねた見回り活動）について			
諮問第7号	基幹系健康情報システムについて			
諮問第8号	小金井市保育園登園降園管理システムについて			
諮問第9号	小金井市保育園登園降園管理システムのオンライン接続について			
諮問第10号	小金井市保育園登園降園管理システム運用委託について			
諮問第11号	保育士等キャリアアップ研修運営委託について			
諮問第12号	メール配信サービス委託について			
諮問第13号	木造住宅簡易耐震診断業務委託について			
諮問第14号	庁用車へのドライブレコーダーに記録された運行記録の本人以外収集について			
諮問第15号	（仮称）小金井市立図書館中長期計画策定事業委託について			

諮問第16号	児童手当受給資格者台帳及、特別児童扶養手当受給資格者台帳及び住民税課税台帳の目的外利用について
諮問第17号	(仮称) 子育て世帯生活支援特別給付金 (その他世帯分) 管理システムについて

4 書面審議参加者

【会 長】

仮 野 忠 男

【委 員】

井 口 尚 志 川 井 康 晴 白 石 孝 多 田 岳 人

立 川 明 寺 島 麻 希 中 澤 武 久 本 多 龍 雄

町 田 博 司 松 行 彬 子

【市 側】

<総務課>

高橋総務課長

中村情報公関係長

島津情報公関係主事

【書面審議による各委員からの意見等及び担当部署からの回答等】

【案件7 庁用車へのドライブレコーダーに記録された運行記録について】

【概要】

庁用車へのドライブレコーダー設置は、交通事故やトラブル発生時等における責任の明確化を図ることを目的としております。

今回、地域防災課、環境政策課、道路管理課の所有する車両についてドライブレコーダーの設置を予定しております。

ドライブレコーダーは、庁用車の電源とともに起動し、そこから常時映像および音声の録画、録音が開始されます。

運用開始にあたり、ドライブレコーダーにより撮影した画像および音声を記録することから個人情報の保有の届出および本人以外のものからの個人情報の収集についての諮問を行うものです。

1 主管部課

総務部地域安全課・環境部環境政策課・都市整備部道路管理課

2 報告・諮問案件

(1) 条例第9条関係（個人情報の保有等）

届出番号29-46 消防車両のドライブレコーダーに記録された運行記録
（地域安全課）

届出番号39-101 課所有庁用車のドライブレコーダーに記録された運行
記録（環境政策課）

届出番号18-161 道路監察車のドライブレコーダーに記録された運行記
録（道路管理課）

(2) 条例第11条関係（収集の制限）

諮問第2号 消防車両のドライブレコーダーに記録された運行記録の本人以外
収集について（地域安全課）

諮問第4号 課所有庁用車のドライブレコーダーに記録された運行記録の本人
以外収集について（環境政策課）

諮問第9号 道路監察車のドライブレコーダーに記録された運行記録の本人以
外収集について（道路管理課）

【質問・意見等】

委員名	質問・意見等の内容	担当課からの回答等
寺島委員	「目的外利用あり」との事ですが、交通事故は発生時以外にも使用されるのでしょうか？ どういった場合でしょうか？	ドライブレコーダーの設置の目的は、庁用車が交通事故やトラブル発生時等における責任の明確化を図る目的に原則使用しますが、平成29年度第1回の審議会で報告させていただいた防犯カメラの例にならい、例えば、庁用車が運行中、事故や事件に偶然に遭遇した場合、関係各機関等にデータを提出することを想定し、予め届出るものです。過去の諮問で回答したとおり、データの提出要求があってもすべて提出するのではなく個人情報保護条例第11条第2項第3号の規定にある、市民の生命、その他生活上の重大な危険をさけるため、緊急やむを得ないと認められること以外の提出は行いません。

【案件8 安全・安心メール配信システム業務委託について】

【概要】

安全・安心メール配信サービスは、市民に対しメールで防犯関連情報を配信することで、被害を防止することを目的とし、平成19年度に開始しました。

この度、メールを利用できない高齢者や視覚障がい者等を対象とした、電話及びファクスによる配信サービスの追加を検討しております。

電話及びファクスによる配信サービスの追加にあたり、新たに委託業者のシステムに申込者の電話及びファクス番号を登録することから、本業務の委託について諮問を行うものです。

電話及びファクスの登録申込書には、電話又はファクス番号の他に、氏名及び住所についても記入していただくこととするため、これらの個人情報を追加で保有することとなるため、個人情報保有の届出も行います。

また、個人情報の利用の目的欄についても変更がございます。これまで安全・安心メール（防犯関連情報）配信業務としていましたが、重要な災害情報等についても配信を行っていく必要があることから、安全・安心メール（災害・防犯情報等）配信業務と改めたく、あわせて諮問を行います。

1 主管部課

総務部地域安全課

2 報告・諮問案件

(1) 条例第9条関係（個人情報の保有等）

届出番号29-25 安全・安心メール配信システム

(2) 条例第27条関係（受託者の義務等）

諮問第1号 安全・安心メール配信システム業務委託について

【質問・意見等】なし

【案件9 地域振興券事業について】

【概要】

新型コロナウイルス感染症の影響により停滞している市内の消費喚起及び市内事業者の支援を目的として、市民1人あたり2,500円分の地域振興券を発行します。

発行に当たり、地域振興券の封入封緘作業を委託により実施しますので、委託について諮問いたします。

1 主管部課

市民部経済課

2 報告・諮問案件

(1) 条例第27条関係（受託者の義務等）

諮問第3号 地域振興券封入封緘委託について

【質問・意見等】

委員名	質問・意見等の内容	担当課からの回答等
井口委員	<p>個人情報及び封入物についての不正取得や不正利用の防止を図るため、誓約書の差入れは必要ですが、法令遵守を約束するとともに、違反した場合の損害賠償や罰則についても同意する旨入れておいた方が良いでしょうと思えました。</p>	<p>該当の項目については、仕様書別記「個人情報取扱特記事項」の前文、第21条及び第22条において規定しています。</p>
白石委員	<p>「地域振興券事業について」実は諮問事項そのものに関する意見ではなく、事業自体に関する意見ですから、参考意見とさせていただきます。本事業は「市民1人あたり2,500円の地域振興券を発行」送付するというので、「市民」124,500人に交付すると理解しています。この「市民」の定義は、おそらく「住民基本台帳」登録者と思います。事業の目的は「コロナウイルス感染症により停滞している市内の消費喚起及び市内事業者の支援」とされていますから、おおむね合致していると思います。しかし、目的には挙げられていない「市民の生活支援」という観点も併せ持つと想像しますと、最も生活困窮に瀕してい</p>	<p>住民登録がなされていない方の存在は把握しており、対応を検討しているところです。個別の理由に応じて判断し、対応していく予定です。</p>

	<p>る「市民」の中には、住民登録をしていないが市内に在住している日本人や外国人が、少ないとはいえ、一定数存在しており、その「市民」には救済の手が差し伸べられなくなっています。マイナンバー制度もそうですが、制度の基本が住民登録、住民基本台帳登録者です。私も常務理事を務めている「一般社団法人反貧困ネットワーク」では、そういう住民登録が抹消された日本人や在留資格を付与されていない外国人が最も公的支援から遠くの存在となり、私たち「共助」での救済をしています。昨年度1年間で、そういう方がたに6千万円を給付しています。本来なら、こういう方がたこそが「公助」で救済されるべきなのです。ですから、マイナンバー制度を前提にした給付事業は、選別的であり、許容できないというのが、私の意見です。ぜひ、本人及び代理人申し出によって、給付対象にしてください。</p>	
--	--	--

【案件10 認知症検診事業について】

【概要】

今後増加が見込まれる認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるようにするためには、容態に応じた適切な医療・介護・生活支援等を受けられる体制を構築することが必要です。

市では、認知症に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、認知症検診を実施することにより、認知症の早期診断・対応を促進することを目的として、認知症検診事業を実施することといたしました。

検診の実施に当たり、市から対象者へ向け、検診の案内、問診票等を送付し、対象者は問診票等を持参し、医療機関にて検査を受け、適切な医療・介護サービスにつなげていくこととしています。

これに伴い、検診を実施する小金井市医師会への委託及び問診票等の印刷・封入・封緘の委託を行うことに関する諮問並びに個人情報保有について届出を行うものです。

1 主管部課

福祉保健部介護福祉課

2 報告・諮問案件

(1) 条例第9条関係（個人情報の保有等）

届出番号27-129 認知症検診事業に係る様式一式

(2) 条例第27条関係（受託者の義務等）

諮問第5号 認知症検診事業及び認知症検診封入・封緘の委託について

【質問・意見等】なし

【案件11 敬老会等委託（敬老会代替事業：敬老を兼ねた見回り活動）について】

【概要】

従前より、毎年9月に実施していた敬老会については、市がシルバー人材センターに委託し、センター会員により企画・運営がされていました。

敬老会は千人を超える高齢者が一堂に会し、歌謡ショーを始め、来賓祝辞、警察・消防の講話、健康体操、ブラスバンドによる演奏等、様々な催しが行われ、高齢者の方々から好評を博していました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度は中止といたしました。

令和3年度においては、敬老会に代わる事業として、シルバー人材センター会員により、市内75歳以上の高齢者に対し、敬老を兼ねた見回り活動を実施する予定です。

本事業は平成11年8月20日付けで届出番号14-509として保有開始届出済みの「75歳以上高齢者名簿」を使用し、委託により実施するため、諮問いたします。

なお、令和2年度中の当審議会において、受託者に渡す個人情報の記録の形態を「文書記録の送付」とした内容にて一度諮問をさせていただきました。その後のシルバー人材センター担当者との協議により、正確かつ分かりやすく事業を実施するためには「電磁的記録等の送付」とする必要があるとの判断から、改めて諮問するものです。

1 主管部課

福祉保健部介護福祉課

2 報告・諮問案件

(1) 条例第27条関係（受託者の義務等）

諮問第6号 敬老会等委託（敬老会代替事業：敬老を兼ねた見回り活動）について

【質問・意見等】なし

【案件13 妊婦面談事業について】

【概要】

妊婦面談事業は、妊娠届に基づき対象者が日時を希望し実施しています。予約にいたらない方は、担当保健師が電話等で個別に勧奨を行い事業の案内をしています。現在は事前情報がないため、死産について把握できていない状況です。

令和2年11月20日付で厚労省より「死産届に関する情報の取扱いについて、行政の個人情報保護条例等を踏まえつつ、保健統計主管課（死産届を受理する課）においては、母子保健担当課の求めに応じて、死産届に関する必要な情報共有に努めていただきたい」という旨の依頼文書が出されました。

小金井市は令和2年2月1日に子育て世代包括支援センターを設置しましたが、設置に伴い、母子保健法第22条3項にある「相談、指導及び保健指導を行うにあたり、情報の収集及び提供、相談、調整及び要請と一体的に行うよう努めなければならない」部分が該当となっております。

今回、妊婦の死産情報について健康課で保有するとともに基幹系情報システムにも

追加して保有することから必要な諮問・届出を行うものです。なお今回手続きを行うことで、対象者に不要な勧奨防止ができるとともに、死産届提出時に相談先リストの情報提供を行い、希望者には個別支援を実施することができるようになります。

1 主管部課

福祉保健部健康課

2 報告・諮問案件

(1) 条例第9条関係（個人情報等の保有等）

届出番号41-507 基幹系健康システム

届出番号41-559 妊婦届出リスト

(2) 条例第14条関係（電子計算組織に記録する個人情報）

諮問第7号 基幹系健康情報システムについて

【質問・意見等】

委員名	質問・意見等の内容	担当課からの回答等
白石委員	<p>「別紙記録項目」に関する質問です。「番号147, 148」の「予防接種状況」には、今回のコロナワクチンは含まれていますか？ また、ここに記録する予防接種の種類、内容をお知らせください。さらに、突然3月に国が設定したVRSに入力され、記録された接種情報は市の予防接種台帳にLGWANを通じてダイレクトに入力、更新されるのでしょうか。その場合は、この147, 148にでしょうか？</p>	<p>妊婦面談にかかる項目147.148の接種状況ですが、現段階でコロナワクチン接種に係る事項については想定しておりません。</p> <p>VRSについては、現在どの自治体がどのくらいワクチン接種が進んでいるかを国が見るシステムとして機能しています。予防接種台帳システムへの接続や転出入に伴う情報連携についても、現時点でいつからリリースされるか示されておりません。</p>

【案件14 小金井市立保育園登降園管理システムについて】

【概要】

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大対策の一環として、公立保育園に登降園管理システムを導入します。公立保育園に通う児童の登降園状況をシステム管理することにより、登降時間の正確な管理が可能となり、新型コロナウイルス感染症等の感染症が発生した際、迅速な出欠確認を行い、感染拡大防止に繋がります。また、出欠連絡を、システムを通して行うことにより、利用者の利便性向上を図るとともに、業務効率化により保育士業務の負担軽減を図ります。

これらの取組を行うにあたり、新たに個人情報の保有及びシステムの導入をすることから、届出及び諮問をするものです。

1 主管部課

子ども家庭部保育課

2 報告・諮問案件

(1) 条例第9条関係（個人情報の保有等）

届出番号15-58 小金井市立保育園登降園管理システム

(2) 条例第14条関係（電子計算組織に記録する個人情報）

諮問第8号 小金井市立保育園登降園管理システムについて

(3) 条例第15条関係（電子計算組織の結合の禁止）

諮問第9号 小金井市立保育園登降園管理システムのオンライン接続について

(3) 条例第27条関係（受託者の義務等）

諮問第10号 小金井市立保育園登降園管理システム運用委託について

【質問・意見等】

委員名	質問・意見等の内容	担当課からの回答等
多田 委員	ポータルサイトやQRコードが使えない家庭があった場合どうするのか？（QRコードをスマートフォンに配信するのですよね？）	打刻用のQRコードは、カードに印字したものを全園児へ配布します。スマートフォンの専用アプリの利用は任意となり、欠席連絡等を行うほ

		か、打刻用のQRコードの表示ができるようになってい ます。そのため、専用アプリを 使用せず、ポータルサイトに アクセスできない家庭におい ては、カードでの打刻を行う こととなります。
--	--	--

【案件15 小金井市保育士等キャリアアップ研修実施事業について】

【概要】

令和3年度より、市内保育施設の園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等、職務内容に応じた保育士等の専門性の向上を図ることを目的とする目的として、本市で「保育士等キャリアアップ研修」を実施することとなりました。

このことに伴い、研修の申込書類等の様式を保有することとなるため、個人情報の保有開始の届出を行います。

また、本事業については業務委託により実施するため、委託についての諮問も行います。

1 主管部課

子ども家庭部保育課

2 報告・諮問案件

(1) 条例第9条関係（個人情報の保有等）

届出番号15-59 小金井市保育士等キャリアアップ研修実施事業に係る簿冊一式

(2) 条例第27条関係（受託者の義務等）

諮問第11号 保育士等キャリアアップ研修運営委託について

【質問・意見等】

委員名	質問・意見等の内容	担当課からの回答等

多田 委員	保存年限の永年とは？研修が終了してしばらくしたら（例えば5年程度）で情報は不要になるのでは？しかも単年度委託であるにも関わらず	研修を実施した翌年度以降も、修了者から申し出があった場合、修了証の再発行を行う必要があります。修了証の再交付の際には、保育士登録番号、氏名、生年月日等の個人情報が必要となるため、永年となっています。
-------	---	---

【案件16 メール配信サービスについて】

【概要】

メール配信サービスは、市立学童保育所を利用する児童の保護者に対し、災害等の緊急情報や保育に関する情報を適切かつ迅速に提供することにより、保護者との連携体制を強化するため実施するものです。

現在、市立学童保育所における保護者との連絡体制は、電話や連絡ノート等で行っていますが、災害等（発生の恐れがある場合を含む）の緊急時においては、保護者との連絡が取りづらくなることに加え、電話が不通となったり、登所しない（できない）期間があったりと適切かつ迅速な情報提供に支障をきたしていました。また、今般の新型コロナウイルスに対する学童保育所の対応についても、災害時同様、迅速な情報提供が難しい側面があり、保護者から学童保育所への問い合わせも多く発生してしまうという状況でした。

そこで、保護者への情報提供体制を強化するため、メール配信サービスを構築することと、登録手続を始め、個人情報の管理を民間業者に委託することから、諮問を行うものです。

1 主管部課

子ども家庭部児童青少年課

2 報告・諮問案件

(1) 条例第27条関係（受託者の義務等）

諮問第12号 メール配信サービス委託について

【案件17 木造住宅簡易耐震診断業務委託について】

【概要】

まちづくり推進課では、災害に強いまちづくりを推進すべく、木造住宅簡易耐震診断業務を行っています。この診断は、昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の1戸建て木造住宅について、一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部に所属する建築士が、対象住宅の外観調査や聞き取り調査をもとに、建物の簡略的な耐震診断を行うものとなります。この診断の結果をもとに精密な耐震診断を行う必要性などのアドバイスをすることにより、地震に対する住宅の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及、耐震改修工事の促進を図っていますが、昨今の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、職員と委託先の接触機会の減少を図るべく、受託者に渡す個人情報の記録の形態および個人情報の受け渡し方法に変更が生じるため諮問を行うものです。

1 主管部課

都市整備部まちづくり推進課

2 報告・諮問案件

(1) 条例第27条関係（受託者の義務等）

諮問第13号 木造住宅簡易耐震診断業務委託について

【質問・意見等】なし

【案件18 (仮称) 小金井市立図書館中長期計画策定事業について】

【概要】

平成30年3月に、小金井市図書館協議会からの答申「小金井市立図書館の在り方について」を受けて、平成30年11月に改訂した小金井市立図書館運営方針（改訂版）が令和3年度末に計画期間終了となるにあたり、現行の運営方針の進捗状況、小金井市における図書館行政の現状・課題等を把握し、最近の社会動向や変化を踏まえ、運営方針を包括した(仮称)小金井市立図書館中長期計画を策定する必要があります。

当該計画の策定に当たって、近隣市の同様の計画を確認したところ、調査、素案の策定、市民アンケート、図書館協議会における協議、パブリックコメント、市民説明会等の個人情報を含む業務が多数あることから、それらの事務を効率的に処理するため、及び市内部のみでは難しい先進的な事例や、専門的な知見を踏まえて策定を行うために計画策定に際し、専門業者に支援を委託することから諮問を行うものです。

1 主管部課

生涯学習部図書館

2 報告・諮問案件

(1) 条例第27条関係（受託者の義務等）

諮問第15号（仮称）小金井市立図書館中長期計画策定事業委託について

【質問・意見等】なし

【案件19（子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）について）】

【概要】

子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得のひとり親世帯以外の住民税非課税の子育て世帯の生活を支援する制度です。

令和3年度分の住民税均等割が非課税である者又は令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当となった者で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育する父母等に対して、児童一人当たり一律50,000円を支給します。

原則として、すべての費用は国が負担しますが、実務は、自治体で行います。

今回、対象者の確認及び対象者である旨の決定を行うに当たり、電算システムの利用並びに児童手当及び特別児童扶養手当の受給資格者台帳並びに住民税課税台帳の目的外利用に関しまして、その情報を活用することが適正な支給に向けて必要となるため、諮問するものです。

1 主管部課

子ども家庭部子育て支援課

2 報告・諮問案件

(1) 条例第9条関係（個人情報等の保有等）

届出番号42-59 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）受給拒否の届出書

届出番号42-60 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）受給拒

否の届出書

届出番号 42-61 (仮称)子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)
管理システム

(2) 条例第12条関係(利用及び提供の制限)

諮問第16号 児童手当受給資格者台帳及、特別児童扶養手当受給資格者台帳
及び住民税課税台帳の目的外利用について

(3) 条例第14条関係(電子計算組織に記録する個人情報)

諮問第17号 (仮称)子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)管理
システムについて

【質問・意見等】

委員名	質問・意見等の内容	担当課からの回答等
多田委員	メールアドレス・SNS アカウ ント等は不要なのか？	子育て世帯生活支援特別給付 金(その他世帯分)申請 書」、「子育て世帯生活支援 特別給付金(その他世帯分) 受給拒否の届出書」及び 「(仮称)子育て世帯生活支 援特別給付金(その他世帯 分)管理システム」の個人情 報届出書のいずれにつきまし ても、市は、メールアドレス 及びSNSアカウントの収集 は行わないことから、本件届 出項目には含めていません。

— 了 —